廃置分合にかかる関連議案

廃置分合に、	ついて・		• • •	• • •		• •	• •		• •	•		•	•	•	•	1 P	•	
廃置分合に何	半う財産	処分に関	する協	議につり	いて・					•		•	•	•	•	2~	4]	Ρ
廃置分合に何	半い設置	される霧	島市の	議会の	議員の	定数	に関	する	協議	急に~	つい	て	•	•	•	5 ~	7]	Ρ
廃置分合に何	半う経過	措置に関	する協	議につり	いて・					•		•	•	•	•	8~	· 1 (J E
廃置分合に何	半う地域	審議会の	設置に	関する	協議に	こつい	て・			•		•	•	•	• 1	1~	· 1 -	4 F
廃置分合に何	半う告示	について								•		•	•	•	• 1	5 ~	1 ′	7 F
参照条文に	ついて・											•			• 1	8~	1 9	9 F

姶良中央地区合併協議会

国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町の廃置分合について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成17年11月7日から国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町を廃し、その区域をもって霧島市を設置することを鹿児島県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月〇〇日提出

○○ (市町) 長 氏 名

提案理由

平成17年11月7日から国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町を廃し、その区域をもって霧島市を設置することについて、鹿児島県知事に申請したいが、これについては、地方自治法第7条第5項の規定により議会の議決を経る必要がある。

国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福 山町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成17年11月7日から国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町を廃し、その区域をもって霧島市を設置することに伴う財産処分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第4項の規定により、別紙のとおり国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ定めることについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月〇〇日提出

○○ (市町) 長 氏 名

それぞれ自分の市町名は記載しない。

【例】国分市が記載する場合

姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ・・・

【例】横川町が記載する場合

国分市、姶良郡溝辺町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ・・・

提案理由

平成17年11月7日から国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町を廃し、その区域をもって霧島市を設置することに伴う財産処分について、<u>国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町</u>と協議のうえ定めることとしたいが、これについては、地方自治法第7条第5項の規定により議会の議決を経る必要がある。

国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成17年11月7日から国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町を廃し、その区域をもって霧島市を設置することに伴う財産処分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第4項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町の財産は、すべて霧島市に帰属させる。

平成16年12月22日

国分市長 鶴丸 明人

溝辺町長 有村 久行

横川町長 福島 英行

牧園町長 前田 終止

霧島町長 吉村 久則

隼人町長 津田和 操

国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町の廃置分合に伴い設置される霧島市の議会の議員の定数に関する協議について

平成17年11月7日から国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町を廃し、その区域をもって霧島市を設置することに伴う、霧島市の議会の議員の定数を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第7項の規定により、別紙のとおり国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ定めることについて、同条第10項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月〇〇日提出

○○ (市町) 長 氏 名

それぞれ自分の市町名は記載しない。

【例】国分市が記載する場合

姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ・・・ 【例】横川町が記載する場合

国分市、姶良郡溝辺町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ・・・

提案理由

平成17年11月7日から国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町を廃し、その区域をもって霧島市を設置することに伴い設置される霧島市の議会の議員の定数について、地方自治法第91条第7項の規定に基づき、国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ定めることとしたいが、これについては、地方自治法第91条第10項の規定により議会の議決を経る必要がある。

国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町の廃置分合に伴う霧島市の議会の議員の定数に関する協議書

平成17年11月7日から国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町を廃し、その区域をもって霧島市を設置することに伴う、霧島市の議会の議員の定数を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第7項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

霧島市の議会の議員の定数は、34人とする。

国分市長 鶴丸 明人

溝辺町長 有村 久行

横川町長 福島 英行

牧園町長 前田 終止

霧島町長 吉村 久則

隼人町長 津田和 操

国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福 山町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成17年11月7日から国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町を廃し、その区域をもって霧島市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)による経過措置を、別紙のとおり国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ定めることについて、同法第6条第8項及び同法第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月〇〇日提出

○○(市町)長 氏 名

それぞれ自分の市町名は記載しない。

【例】国分市が記載する場合

姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ・・・

【例】横川町が記載する場合

国分市、姶良郡溝辺町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ・・・

提案理由

平成17年11月7日から国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町を廃し、その区域をもって霧島市を設置することに伴い、議会の議員の定数等及び農業委員会の委員の任期に関する特例について、国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ定めることとしたいが、これについては、市町村の合併の特例に関する法律第6条第8項及び同法第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。

国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成17年11月7日から国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町を廃し、その区域をもって霧島市を設置することに伴う、国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町における議会の議員の定数等及び農業委員会委員の任期について、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)により、下記のとおり定めるものとする。

記

1 議会の議員の定数等

霧島市における最初に行われる選挙により選出される議会の議員の定数については、合併特例法第6条第1項の規定を適用し、48人とする。また、当該選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、合併前の各市町の区域ごとに選挙区を設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

国分市の区域 1 6 人 姶良郡溝辺町の区域 4 人 姶良郡横川町の区域 3 人 姶良郡牧園町の区域 5 人 姶良郡霧島町の区域 4 人 姶良郡隼人町の区域 1 2 人 姶良郡福山町の区域 4 人

なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しない。

2 農業委員会の委員の任期について

霧島市に一つの農業委員会を置き、合併の際、国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き霧島市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成16年12月22日

国分市長 鶴丸 明人

溝辺町長 有村 久行

横川町長 福島 英行

牧園町長 前田 終止

霧島町長 吉村 久則

隼人町長 津田和 操

国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福 山町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

平成17年11月7日から国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町を廃し、その区域をもって霧島市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置を別紙のとおり国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ定めることについて、同法第5条の4第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月〇〇日提出

○○ (市町) 長 氏 名

それぞれ自分の市町名は記載しない。

【例】国分市が記載する場合

姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ・・・ 【例】横川町が記載する場合

国分市、姶良郡溝辺町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ・・・

提案理由

平成17年11月7日から国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町を廃し、その区域をもって霧島市を設置することに伴い設置する地域審議会について、国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ定めることとしたいが、これについては、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第3項の規定により議会の議決を経る必要がある。

国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成17年11月7日から国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町を廃し、その区域をもって霧島市を設置することに伴い、国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町の区域ごとに、それぞれ国分地区地域審議会、溝辺地区地域審議会、横川地区地域審議会、牧園地区地域審議会、霧島地区地域審議会、集人地区地域審議会及び福山地区地域審議会を設置することについて、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第2項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会(以下、「審議会」という。)を設置する。

設置区域
合併前の国分市の区域
合併前の溝辺町の区域
合併前の横川町の区域
合併前の牧園町の区域
合併前の霧島町の区域
合併前の隼人町の区域
合併前の福山町の区域

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日からおおむね10年間とする。

(所掌事務)

- 第3条 審議会は、旧市町の区域ごとに、市長の諮問に応じて、当該区域に係る次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。
 - (1) 新市まちづくり計画の変更に関する事項
 - (2) 新市まちづくり計画の執行状況に関する事項
 - (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 審議会は、予算編成の際の事業等に関する要望やその他必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

(委員)

- 第5条 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で、次に 掲げるもののうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 公共的団体等を代表する者

- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選任された者

(任期)

- 第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。
- 3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったとき又は当該区域内に存する事務所等に勤務しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

- 第7条 審議会に次の役員を置き、委員の互選により定める。
 - (1) 会長1名
 - (2) 副会長1名
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の開催の要求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、市長が定める部署において処理する。

(雑則)

第10条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この協議は、平成17年11月7日から施行する。

平成16年12月22日

国分市長 鶴丸 明人

溝辺町長 有村 久行

横川町長 福島 英行

牧園町長 前田 終止

霧島町長 吉村 久則

隼人町長 津田和 操

告示第〇〇号

国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町の廃置分合に伴う霧島市の議会の議員の定数に関する協議について

平成17年11月7日から国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町を廃し、その区域をもって霧島市を設置することに伴う、霧島市の議会の議員の定数を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第7項の規定により、別紙のとおり国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ定めたので告示する。

平成16年12月〇〇日

○○(市町)長 氏 名

それぞれ自分の市町名は記載しない。

【例】国分市が記載する場合

姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ・・・

【例】横川町が記載する場合

国分市、姶良郡溝辺町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ・・・

* 協議書添付

告示第〇〇号

国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福 山町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成17年11月7日から国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町を廃し、その区域をもって霧島市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)による経過措置を、別紙のとおり国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ定めたので告示する。

平成16年12月〇〇日

○○ (市町) 長 氏 名

それぞれ自分の市町名は記載しない。

【例】国分市が記載する場合

姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ・・・

【例】横川町が記載する場合

国分市、姶良郡溝辺町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ・・・

* 協議書添付

告示第〇〇号

国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福 山町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

平成17年11月7日から国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町を廃し、その区域をもって霧島市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置を別紙のとおり国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ定めたので告示する。

平成16年12月〇〇日

○○(市町)長 氏 名

それぞれ自分の市町名は記載しない。

【例】国分市が記載する場合

姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ・・・

【例】横川町が記載する場合

国分市、姶良郡溝辺町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町と協議のうえ・・・

* 協議書添付

参照条文

廃置分合議案

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合・・・・・略・・・・・は、関係市町村の申請にもとづき、都道府県 知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければな らない。

 $2 \sim 4$ 略

5 第1項・・・・・略・・・・・の申請・・・・・略・・・・については、関係のある 普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

 $6 \sim 7$ 略

財産処分議案

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合・・・・・略・・・・・は、関係市町村の申請にもとづき、都道府県 知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければな らない。

 $2 \sim 3$ 略

- 4 第1項・・・・・略・・・・・の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が 協議してこれを定める。
- 5 ・・・・・・略・・・・・前項の・・・・・・略・・・・・協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

 $6 \sim 7$ 略

議員定数議案

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(市町村議会の議員の定数)

第91条 略

2~6 略

7 ・・・・・略・・・・・市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、 その区域の全部・・・・・略・・・・・が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域 の一部・・・・・略・・・・・となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。) は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、・・・・・・略・・・・・・ あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8~9 略

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

経過措置議案

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(議会の議員の定数に関する特例)

第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。・・・・・略・・・・・

 $2 \sim 7$ 略

8 第1項・・・・・略・・・・・の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るもの とし、・・・・略・・・・・

(農業委員会の委員の任期に関する特例)

- - (1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - (2) 略

2~3 略

4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

地域審議会議案

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(地域審議会)

- 第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。
- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したと きは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 略